

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
 ……(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
 ○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………
 ……(同)……………

公告

○開発行為に関する工事完了……………
 ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………

告示

●東京都告示第八百七十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第五百七十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年八月二日

東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(中野区野方三丁目)

目地内

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)
 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

●東京都告示第八百八十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第二百六十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年八月二日

東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(品川区広町二丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年八月二日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

西東京市芝久保町四丁目二百五十五番地 立川市泉町九百三十五番地の二十八

大和ハウス工業株式会社 支配人 稲村 敏伸

小平市花小金井六丁目二百一十七番一 小平市花小金井六丁目四番一

野中 雅子

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001

